

国立大学法人東京外国語大学教員に 対する退職勧奨の取扱基準

平成 2年 8月 1日
評 議 会 決 定

改正 平成 2年 8月 1日 平成14年 9月25日

平成16年10月 1日規則第196号 平成19年 2月27日規則第7号

平成27年 3月24日規則第35号

- 1 東京外国語大学の教授、准教授、専任講師及び助教（以下「教員」という。）に対する退職勧奨の取扱いについては、この基準の定めるところによる。
- 2 教員に対する退職勧奨は、教員人事及び教育研究の活性化を図ることを本旨とするものとする。
- 3 教員に対する退職勧奨は、身分保障を考慮のうえ、本人の意向を尊重し、強制になることのないよう慎重に行うものとする。
- 4 教員に対する退職勧奨は、次のすべてに該当する場合に限り行うことができるものとする。
 - (1) 退職の時期 定年に達する日から6月前まで
 - (2) 勤続期間 25年以上
 - (3) 年 齢 定年から10年を減じた年齢以上
- 5 教員に対する退職勧奨は、学長が行う。
- 6 教員に対する退職勧奨は、原則として勧奨退職予定日の3か月前までに行うものとする。
- 7 勧奨により退職しようとする教員は、勧奨により退職したい旨の「辞職願」を原則として勧奨退職予定日の2か月前までに所属部局長を経て学長に提出するものとする。

附 記

この基準は、平成2年8月1日から実施する。

附 記

この基準は、平成14年9月25日から実施する。

附 記

この基準は、平成16年10月1日から実施する。

附 記

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

附 記

この基準は、平成27年4月1日から実施する。